

# 令和7年版 土地家屋調査士六法

## 追 録

## 法改正・追加情報

本追録は、「令和7年版土地家屋調査士六法」の編集基準日である令和6年9月1日以降、令和7年4月1日（令和7年度土地家屋調査士試験の法令基準日）までの間に施行された収録法令等の改正を対象としています

※下線部分（          ）又は、全文が改正部分です。

※改正前・改正後の条文中、（省略）と記してあるのは、改正がないため省略している部分です。

## 不動産登記規則

該当頁	改正前	改正後
539頁 72条2 項	<p>第72条（資格者代理人による本人確認情報の提供）</p> <p>①（省略）</p> <p>②（省略）</p> <p>一 運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券及び同条第6号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該申請人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）、在留カード（同法第19条の3に規定する在留カードをいう。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条に規定する特別永住者証明書をいう。）又は運転経歴証明書（<u>道路交通法第104条の4第5項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）</u>に規定する運転経歴証明書をいう。）のうちいずれか一以上の提示を求める方法</p> <p>二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、<u>国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共</u></p>	<p>第72条（資格者代理人による本人確認情報の提供）</p> <p>①（省略）</p> <p>②（省略）</p> <p>一 運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券及び同条第6号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該申請人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）、在留カード（同法第19条の3に規定する在留カードをいう。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条に規定する特別永住者証明書をいう。）又は<u>運転経歴証明書（<u>道路交通法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書をいう。</u>）のうちいずれか一以上の提示を求める方法</u></p> <p>二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、<u>国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によって作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、</u></p>

<p><u>済制度の加入者証</u>、<u>基礎年金番号通知書</u>（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）、<u>児童扶養手当証書</u>、<u>特別児童扶養手当証書</u>、<u>母子健康手帳</u>、<u>身体障害者手帳</u>、<u>精神障害者保健福祉手帳</u>、<u>療育手帳</u>又は<u>戦傷病者手帳</u>であって、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるものうちいずれか二以上の提示を求める方法</p> <p>三（省略） ③（省略）</p>	<p><u>健康保険日雇特例被保険者手帳</u>、<u>基礎年金番号通知書</u>（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）、<u>児童扶養手当証書</u>、<u>母子健康手帳</u>、<u>身体障害者手帳</u>、<u>精神障害者保健福祉手帳</u>、<u>療育手帳</u>又は<u>戦傷病者手帳</u>であって、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるものうちいずれか二以上の提示を求める方法</p> <p>三（省略） ③（省略）</p>
---	---

**不動産登記事務取扱手続準則**

該当頁	改正前	改正後
626頁 18条	<p>第18条（帳簿等の様式）</p> <p>次の各号に掲げる帳簿等の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 受付帳 別記第14号様式</p> <p>二 土地図面つづり込み帳目録及び建物図面つづり込み帳目録 別記第15号様式</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>八 登記識別情報失効申出書類つづり込み帳目録 別記第21号様式</p> <p><b>新設 追加</b></p> <p><b>新設 追加</b></p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>十七 次に掲げる帳簿の表紙 別記第29号様式</p> <p>ア 申請書類つづり込み帳</p> <p>イ 職権表示登記等事件簿</p> <p>ウ 職権表示登記等書類つづり込み帳</p> <p>エ 決定原本つづり込み帳</p> <p>オ 審査請求書類等つづり込み帳</p>	<p>第18条（帳簿等の様式）</p> <p>次の各号に掲げる帳簿等の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 受付帳 別記第14号様式</p> <p>二 土地図面つづり込み帳目録及び建物図面つづり込み帳目録 別記第15号様式</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>八 登記識別情報失効申出書類つづり込み帳目録 別記第21号様式</p> <p>八の二 <u>申出立件事件簿</u> 別記第21号の2様式</p> <p>八の三 <u>申出立件事務日記帳</u> 別記第26号様式</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>十七 次に掲げる帳簿の表紙 別記第29号様式</p> <p>ア 申請書類つづり込み帳</p> <p>イ 職権表示登記等事件簿</p> <p>ウ 職権表示登記等書類つづり込み帳</p> <p>エ 決定原本つづり込み帳</p> <p>オ 審査請求書類等つづり込み帳</p>

	<p>カ 各種通知簿 キ 登記識別情報失効申出書類つづり込み帳</p> <p><b>新設 追加</b> <b>新設 追加</b> <b>新設 追加</b></p> <p>ク 登記簿保存簿 ケ 登記関係帳簿保存簿 コ 地図保存簿 サ 建物所在図保存簿 シ 登記事務日記帳 ス 登記事項証明書等用紙管理簿 セ 再使用証明申出書類つづり込み帳 ソ 登録免許税関係書類つづり込み帳 タ 不正登記防止申出書類つづり込み帳 チ 土地価格通知書つづり込み帳 ツ 建物価格通知書つづり込み帳 テ 諸表つづり込み帳 ト 雑書つづり込み帳</p> <p>※以下 (省略)</p>	<p>カ 各種通知簿 キ 登記識別情報失効申出書類つづり込み帳</p> <p>ク 申出立件関係書類つづり込み帳 ケ 申出立件事務日記帳 コ 代替措置等申出書写しつづり込み帳</p> <p>サ 登記簿保存簿 シ 登記関係帳簿保存簿 ス 地図保存簿 セ 建物所在図保存簿 ソ 登記事務日記帳 タ 登記事項証明書等用紙管理簿 チ 再使用証明申出書類つづり込み帳 ツ 登録免許税関係書類つづり込み帳 テ 不正登記防止申出書類つづり込み帳 ト 土地価格通知書つづり込み帳 ナ 建物価格通知書つづり込み帳 ニ 諸表つづり込み帳 ヌ 雑書つづり込み帳</p> <p>※以下 (省略)</p>
<p>627頁 22条</p> <p>23条</p>	<p>第22条 (つづり込みの方法)</p> <p>① <u>規則第18条第8号から第11号まで及び第25号から34号までに掲げる帳簿及び第17条第1項第5号から第14号までに掲げる帳簿は、は、1年ごとに別冊とする。ただし、1年ごとに1冊とすることが困難な場合には、分冊して差し支えない。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>第23条 (帳簿等の廃棄)</p> <p>登記官は、次に掲げる帳簿等については、規則第29条の認可を受けようとするときは、別記第31号様式による認可申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 閉鎖登記記録 二 閉鎖した土地所在図及び地積測量図</p> <p>・ ・ ・ ・</p> <p>十一 各種通知簿</p> <p><b>新設 追加</b> <b>新設 追加</b> <b>新設 追加</b></p>	<p>第22条 (つづり込みの方法)</p> <p>① <u>規則第18条第8号から第11号まで、第12号の2から第12号の5まで及び第25号から第34号までに掲げる帳簿は、1年ごとに別冊とする。ただし、1年ごとに1冊とすることが困難な場合には、分冊して差し支えない。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>第23条 (帳簿等の廃棄)</p> <p>登記官は、次に掲げる帳簿等については、規則第29条の認可を受けようとするときは、別記第31号様式による認可申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 閉鎖登記記録 二 閉鎖した土地所在図及び地積測量図</p> <p>・ ・ ・ ・</p> <p>十一 各種通知簿 十一の二 申出立件事務簿 十一の三 申出立件関係書類つづり込み帳 十一の四 代替措置等申出書写しつづり込み</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <p>十二～十五（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>帳</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <p>十二～十五（省略）</p>
628頁 27条	<p><b>第27条（日記番号等の記載）</b>  <u>登記事務日記帳に記載した書面には、登記事務日記帳に記載した年月日及び日記番号を記載するものとする。</u></p>	<p><b>第27条（日記番号等の記載）</b>  <u>申出立件事務日記帳又は登記事務日記帳に記載した書面には、申出立件事務日記帳又は登記事務日記帳に記載した年月日及び日記番号を記載するものとする。</u></p>
630頁 33条	<p><b>第33条（登記官による本人確認）</b>  <b>①～④（省略）</b>  <b>⑤</b> 登記官は、<u>文書等の提示を求めた場合は、</u>  <u>提示をした者の了解を得て、当該文書（国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証）</u>  <u>にあつては保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、</u>  <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等、健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、</u>  <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）</u>  <u>が記載された部分を除き、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）</u>  <u>にあつては基礎年</u></p>	<p><b>第33条（登記官による本人確認）</b>  <b>①～④（省略）</b>  <b>⑤</b> 登記官は、<u>文書等の提示を求めた場合は、</u>  <u>提示をした者の了解を得て、当該文書（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書又は健康保険日雇特例被保険者手帳）</u>  <u>にあつては保険者番号及び被保険者等記号・番号（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等、</u>  <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）</u>  <u>が記載された部分を除き、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）</u>  <u>にあつては基礎年</u></p>

	<p>金番号（国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）にあつてはその裏面を除く。）の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあつては、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年金番号並びに個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。</p>	<p>て同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）にあつてはその裏面を除く。）の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあつては、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年金番号並びに個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。</p>
<p>637頁 48条</p>	<p>第48条（前の住所地への通知方法等） ①（省略） ②（省略） <b>新設 追加</b></p> <p>③ 第1項の通知が返送されたときは、当該登記の申請書（電子申請にあつては、電子申請管理用紙）と共に保管するものとする。</p>	<p>第48条（前の住所地への通知方法等） ①（省略） ②（省略） ③ <u>登記義務者の住所について法第119条第6項の申出がされている場合には、前の住所地への通知は、日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法により書面を送付してしなければならない。</u> ④ 第1項の通知が返送されたときは、当該登記の申請書（電子申請にあつては、電子申請管理用紙）と共に保管するものとする。</p>
<p>654頁 118条</p>	<p>第118条（通知書の様式） 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。 一～十六（省略） 十七 地方税法第382条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の通知であつて、次に掲げるもの ア～ウ（省略） <b>新設 追加</b></p>	<p>第118条（通知書の様式） 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。 一～十六（省略） 十七 地方税法第382条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の通知であつて、次に掲げるもの ア～ウ（省略） エ 地方税法第382条第2項（同項第2号及び第3号に係る部分に限る。）において準用する同条第1項の規定による通知</p>

		別記第85号の2様式又はこれに準ずる様式
655頁 120条	<b>第120条（市町村長に対する通知）</b> 第118条第14号に掲げる通知は、通知に係る建物が二以上の市町村にまたがって存在する場合には、各市町村の長にしなければならない。	<b>第120条（市町村長に対する通知）</b> 第118条第17号に掲げる通知は、通知に係る建物が二以上の市町村にまたがって存在する場合には、各市町村の長にしなければならない。

## 登記手数料令

該当頁	改正前	改正後
678頁 2条	<b>第2条（謄抄本等の手数料）</b> ①（省略） ② 登記事項要約書の交付についての手数料は、一登記記録につき450円とする。ただし、一登記記録に関する記載部分の枚数が50枚を超える場合においては、当該登記記録については、450円にその超える枚数50枚までごとに50円を加算した額とする。 ③ 地図、建物所在図又は地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）の全部又は一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付についての手数料は、一筆の土地又は1個の建物につき450円とする。 ④ 登記簿の附属書類のうち土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図（以下「土地所在図等」という。）の全部又は一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付についての手数料は、一事件に関する図面につき450円とする。 ⑤～⑨（省略）	<b>第2条（謄抄本等の手数料）</b> ①（省略） ② 登記事項要約書の交付についての手数料は、一登記記録につき500円とする。ただし、一登記記録に関する記載部分の枚数が50枚を超える場合においては、当該登記記録については、500円にその超える枚数50枚までごとに50円を加算した額とする。 ③ 地図、建物所在図又は地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）の全部又は一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付についての手数料は、一筆の土地又は1個の建物につき500円とする。 ④ 登記簿の附属書類のうち土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図（以下「土地所在図等」という。）の全部又は一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付についての手数料は、一事件に関する図面につき500円とする。 ⑤～⑨（省略）
679頁 3条	<b>第3条</b> ① 前条第1項の規定にかかわらず、登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。	<b>第3条</b> ① 前条第1項の規定にかかわらず、登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。

む。以下同じ。)と請求人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書(第4項及び第5項に規定するものを除く。)の交付の請求に関する手数料(第6項に規定する場合を除く。)は、1通につき、480円(当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、500円)とする。ただし、1通の枚数が50枚を超えるものについては、480円(当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、500円)にその超える枚数50枚までごとに100円を加算した額とする。

② 前条第3項の規定にかかわらず、前項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に関する手数料(第6項に規定する場合を除く。)は、一筆の土地又は1個の建物につき430円(当該書面の送付を求める場合にあつては、450円)とする。

③ 前条第4項の規定にかかわらず、第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に関する手数料(第6項に規定する場合を除く。)は、一事件に関する図面につき430円(当該書面の送付を求める場合にあつては、450円)とする。

④～⑥ (省略)

#### 第4条 (省略)

#### 第5条 (閲覧の手数料)

① 登記簿又はその附属書類(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧についての手数料は、一登記用紙又は一事件に関する書類につき450円とする。

② 地図等(地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧についての手数料は、地図等1枚(地図等が電磁的記録に記録されているときは、一筆の土地又は1個の建物)につ

以下同じ。)と請求人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書(第4項及び第5項に規定するものを除く。)の交付の請求に関する手数料(第6項に規定する場合を除く。)は、1通につき、490円(当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、520円)とする。ただし、1通の枚数が50枚を超えるものについては、490円(当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、520円)にその超える枚数50枚までごとに100円を加算した額とする。

② 前条第3項の規定にかかわらず、前項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に関する手数料(第6項に規定する場合を除く。)は、一筆の土地又は1個の建物につき440円(当該書面の送付を求める場合にあつては、470円)とする。

③ 前条第4項の規定にかかわらず、第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に関する手数料(第6項に規定する場合を除く。)は、一事件に関する図面につき440円(当該書面の送付を求める場合にあつては、470円)とする。

④～⑥ (省略)

#### 第4条 (省略)

#### 第5条 (閲覧の手数料)

① 登記簿又はその附属書類(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧についての手数料は、一登記用紙又は一事件に関する書類につき500円とする。

② 地図等(地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧についての手数料は、地図等1枚(地図等が電磁的記録に記録されているときは、一筆の土地又は1個の建物)につき500円とす

第6条	<p>き<u>450円</u>とする。 ③・④（省略）</p> <p><b>第6条（証明の手数料）</b> 船舶登記令（平成17年政令第11号）第33条第1項の規定による製造中の船舶の登記がないことの証明についての手数料は、一件につき<u>450円</u>とする。</p>	<p>る。 ③・④（省略）</p> <p><b>第6条（証明の手数料）</b> 船舶登記令（平成17年政令第11号）第33条第1項の規定による製造中の船舶の登記がないことの証明についての手数料は、一件につき<u>500円</u>とする。</p>
682頁 10条	<p><b>第10条（印鑑証明書の手数料）</b> ① 印鑑の証明書の交付についての手数料は、1件につき<u>450円</u>とする。 ② 前項の規定にかかわらず、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う印鑑の証明書の交付の請求に関する手数料（次項において第3条第6項の規定を準用する場合を除く。）は、1件につき<u>390円</u>（当該印鑑の証明書の送付を求める場合にあつては、<u>410円</u>）とする。 ③ （省略）</p>	<p><b>第10条（印鑑証明書の手数料）</b> ① 印鑑の証明書の交付についての手数料は、1件につき<u>500円</u>とする。 ② 前項の規定にかかわらず、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う印鑑の証明書の交付の請求に関する手数料（次項において第3条第6項の規定を準用する場合を除く。）は、1件につき<u>420円</u>（当該印鑑の証明書の送付を求める場合にあつては、<u>450円</u>）とする。 ③ （省略）</p>
第11条	<p><b>第11条</b> 商業登記法第12条の2第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による同項各号に掲げる事項の証明についての手数料は、1件につき<u>1,300円</u>とする。ただし、同項第2号の期間が<u>3月</u>を超えるものについては、<u>1,300円</u>にその超える期間<u>3月</u>までごとに<u>1,000円</u>を加算した額とする。</p>	<p><b>第11条</b> 商業登記法第12条の2第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による同項各号に掲げる事項の証明についての手数料は、1件につき<u>500円</u>とする。ただし、同項第2号の期間が<u>1月</u>を超えるものについては、<u>500円</u>にその超える期間<u>1月</u>までごとに<u>300円</u>を加算した額とする。</p>

## 国土調査法施行令

該当頁	改正前	改正後
716頁 11条	<p><b>第11条（国土調査の実施の公示）</b> 法第7条の規定による公示は、国土調査を行う者が国の機関である場合においては官報により、国の機関以外の者である場合においてはその者の通常用いる公示の方法により、次に掲げる事項を記載してしなければならない。</p> <p>一 国土調査として指定された年月日又は事業計画が定められた年月日 二 調査を実施する者の名称 三 調査地域 四 調査期間</p>	<p><b>第11条（国土調査の実施の公示）</b> 法第7条の規定による公示は、国土調査を行う者が国の機関である場合においては官報により、国の機関以外の者である場合においてはその者の通常用いる公示の方法により、次に掲げる事項を記載してしなければならない。</p> <p>一 国土調査として指定された年月日又は事業計画が定められた年月日 二 調査を実施する者の名称 三 調査地域 四 調査期間</p>

## 土地改良法

該当頁	改正前	改正後
737頁 1条	<p><b>第1条（目的及び原則）</b> ① この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。</p> <p>②（省略）</p>	<p><b>第1条（目的及び原則）</b> ① この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もつて農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。</p> <p>②（省略）</p>
738頁 15条2項	<p><b>第15条（土地改良区の事業）</b> ① 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うものとする。 ② 土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業（第57条の4第1項に規定する事業を含む。以下同じ。）を行うことができる。</p>	<p><b>第15条（土地改良区の事業）</b> ① 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うものとする。 ② 土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業（第57条の4第1項、第57条の9第1項及び第57条の11第1項に規定する事業を含む。以下同じ。）を行うことができる。</p>
738頁	第52条（換地計画の決定及び認可）	第52条（換地計画の決定及び認可）

52条	<p>① 土地改良区は、その行う土地改良事業（第49条第1項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行う<u>第2条第2項第5号の事業</u>を除く。）につき、その事業の性質上必要があるときは、当該土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>②～⑨（省略）</p>	<p>① 土地改良区は、その行う土地改良事業（第49条第1項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行う<u>復旧事業</u>を除く。）につき、その事業の性質上必要があるときは、当該土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>②～⑨（省略）</p>
743頁 113条の2	<p>第113条の2（土地の共有者等の取扱い）</p> <p>① 同一の土地について、共有者があり、又は権原に基づき使用及び収益をする者が2人以上ある場合には、これらの者で第3条に規定する資格を有するものは、第5条第2項及び第4項、第11条、第48条第3項から第7項まで（同条第4項及び第6項にあつては、第88条第6項及び第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第85条第2項及び第3項、第85条の2第2項及び第3項、第85条の3第2項、第3項、第7項及び第8項、<u>第87条の2第3項及び第4項</u>、第88条第1項及び第2項、第96条の2第2項及び第3項並びに第96条の3第2項及び第3項の規定の適用については、合わせて一の第3条に規定する資格を有する者とみなす。ただし、これらの者のみにより土地改良区を設立しようとし、又はこれらの者のみが土地改良区の組合員となっている場合には、この限りでない。</p> <p>②～⑦（省略）</p>	<p>第113条の2（土地の共有者等の取扱い）</p> <p>① 同一の土地について、共有者があり、又は権原に基づき使用及び収益をする者が2人以上ある場合には、これらの者で第3条に規定する資格を有するものは、第5条第2項及び第4項、第11条、第48条第3項から第7項まで（同条第4項及び第6項にあつては、第88条第6項及び第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第85条第2項及び第3項、第85条の2第2項及び第3項、第85条の3第2項、第3項、第7項及び第8項、<u>第87条の2第3項及び第4項（第88条第6項において準用する場合を含む。）、</u>第88条第1項及び第2項、第96条の2第2項及び第3項並びに第96条の3第2項及び第3項の規定の適用については、合わせて一の第3条に規定する資格を有する者とみなす。ただし、これらの者のみにより土地改良区を設立しようとし、又はこれらの者のみが土地改良区の組合員となっている場合には、この限りでない。</p> <p>②～⑦（省略）</p>

## 重要先例集

### ●1300頁

#### 法定相続証明情報制度の創設に伴う事務の取扱いについて

平成29・4・17民二第292号民事局長通達

平成30・3・29民二第166号一部改正

令和2・10・22民二第783号一部改正

令和3・3・29民二第655号一部改正

令和6・3・21民二第569号一部改正

**〔改正〕 追加**

※次の表の「改正前」の内容を「改正後」の内容に変えてください。

※特に、下線（          ）部分が特記すべき改正部分です。

※改正がない部分は「(省略)」と記しています。

該当頁	改正前	改正後
1300頁	<p>第1 改正の趣旨（省略）</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>第2 改正省令の施行に伴う事務の取扱い</p> <p>1 法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間（省略）</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>2 不動産登記の申請等における添付情報の取扱い</p> <p><u>登記名義人等の相続人が登記の申請をする場合において、法定相続情報一覧図の写し（以下「一覧図の写し」という。）を提供したときは、その一覧図の写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる」とされた（規則第37条の3）。</u></p>	<p>第1 改正の趣旨（省略）</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>第2 改正省令の施行に伴う事務の取扱い</p> <p>1 法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間（省略）</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>2 不動産登記の申請等における添付情報の取扱い</p> <p><u>(1) 登記名義人の相続人等が登記の申請等をする場合において、法定相続情報一覧図の写し（以下「一覧図の写し」という。）又は法定相続情報番号（11桁の番号であって、当該法定相続情報一覧図を識別するために登記官が付したものをいう。以下同じ。）を提供したとき（法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報を確認できるときに限る。）は、当該一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（相続人である旨の申出においては、規則第158条の19第2項第1号又は第3号イに掲げる情報をいう以下同じ）の提供に代えることができる」とされた（規則第37条の3第1</u></p>

この取扱いにより、登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において、一覧図の写しの提供を相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなるところ、具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。

(1) 一般承継人による表示に関する登記の申請（法第30条）

(2)～(6)（省略）

**新設追加**（右欄にキを加える。）

(7)～(13)（省略）

項、第158条の20第1項）。

この取扱いにより、登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において、一覧図の写し又は法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなるところ、具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。

ア 一般承継人による表示に関する登記の申請（法第30条）

イ～カ（省略）

キ 相続人である旨の申出（法第76条の3第1項）

ク～セ（省略）

(2) 登記名義人の相続人等が、所有権の保存の登記の申請、相続による権利の移転の登記の申請又は相続人である旨の申出をする場合において、相続人の住所が記載された一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に相続人の住所が記載されている場合に限る。以下、この項目において同じ。）を提供したとき（法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認できるときに限る。）は、当該一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、当該相続人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができるとされた（規則第37条の3第2項、第158条の20第2項）。

なお、規則第37条の3第2項及び第158条の20第2項に掲げる申請等を含む上記(1)アからセまでに掲げるものを主とする申請・手続において、一覧図の写し又は法定相続情報番号の提供をもって、当該相続人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供があったものとして取り扱って差し支えない。

(3) 上記(1)又は(2)により、法定相続情報番号の提供を受けたときは、当該法定相続情報番号が付された法定相続情報一覧図を紙面に出力した帳票を、上記(1)ア

なお、申請人から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は、規則第55条の規定により原本を還付することができる。この場合に、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、当該相続関係説明図の一覧図の写しの謄本として取扱い、一覧図の写しについては還付することとして差し支えない。

おって、一覧図の写しは飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までも代替するものではない。

また、規則第37条の3の規定により、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えて一覧図の写しが提供された場合であって、規則第247条第4項の規定により当該写しに相続人の住所が記載されているときは、登記官は、当該写しをもって、当該相続人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報としても取り扱って差し支えない。

### 3 法定相続情報一覧図

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)

ア～ク (省略)

ケ 法定相続情報一覧図は、日本工業規格A列4番の丈夫な用紙をもって作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

コ (省略)

- (4) (省略)

### 4 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出 (省略)

### 5 添付書面について

申出書には、申出人又はその代理人が

からせまでの申請書等と併せてつづり込むものとする。

(4) 申請人等から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は、規則第55条(規則第158条の13において準用する場合を含む。)の規定により原本を還付することができる。この場合に、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、当該相続関係説明図を一覧図の写しの謄本として取り扱い、一覧図の写しについては還付することとして差し支えない。

(5) なお、一覧図の写し及び法定相続情報番号は飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までも代替するものではない。

### 3 法定相続情報一覧図

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)

ア～ク (省略)

ケ 法定相続情報一覧図は、日本産業規格A列4番の丈夫な用紙をもって作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

コ (省略)

- (4) (省略)

### 4 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出 (省略)

### 5 添付書面について

申出書には、申出人又はその代理人が記

記名するとともに、前記3に示す法定相続情報一覧図をはじめ、規則第247条第3項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。

(1)～(3) (省略)

(4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第247条第3項第6号）。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人が原本と相違がない旨を記載したものの。なお、この場合には、申出人の記名を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(5) (省略)

ア (省略)

(ア)・(イ) (省略)

(ウ) 不在者財産管理人・相続財産清算人

申出人たる各管理人の選任に係る審判書

※右欄に(イ)を加える。

イ・ウ (省略)

6 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について (省略)

7 一覧図の写しの交付等 (省略)

8 一覧図の写しの再交付 (省略)

9 法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合 (省略)

名するとともに、前記3に示す法定相続情報一覧図をはじめ、規則第247条第3項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。

(1)～(3) (省略)

(4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第247条第3項第6号）。

なお、代理人が申出をする場合は、当該証明書は、当該代理人が原本と相違がない旨を記載した謄本であっても差し支えない。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人又は代理人が原本と相違がない旨を記載したものの。なお、この場合には、申出人又は代理人の記名を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(5) (省略)

ア (省略)

(ア)・(イ) (省略)

(ウ) 不在者財産管理人・相続財産清算人

不在者財産管理人又は相続財産清算人の選任に係る審判書

(エ) 遺言執行者

遺言書の写し及び遺言者の死亡を証する情報、遺言書情報証明書及び遺言者の死亡を証する情報又は遺言執行者の選任に係る審判書

イ・ウ (省略)

6 法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について (省略)

7 一覧図の写しの交付等 (省略)

8 一覧図の写しの再交付 (省略)

9 法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合 (省略)

## ●1323頁中段

「公共嘱託登記司法書士協会等に係る不動産登記事務の取扱い」(昭和60・9・2 民三第5431号依命通知)の前に以下の先例を入れてください。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う登記事務の取扱いについて(所有権の登記の登記事項の追加関係)

令和6・3・22民二第551号民事局長通達

### 第1部 本通達の趣旨

本通達は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を予防するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るための民事基本法制の見直しを内容とする改正法(令和3年法律第24号、令和6年4月1日施行)の施行に伴い、不動産登記事務の取扱い(所有権の登記の登記事項の追加関係)において留意すべき事項を明らかにしたものである。

### 第2部 所有権の登記の登記事項の追加に関する事務の取扱い

#### 第1 所有権の登記名義人が法人であるときの登記の申請関係

##### 1 所有権の登記の登記事項に追加された事項

(1) 所有権の登記名義人が法人であるときの所有権の登記の登記事項は、不登法第59条各号に掲げるもののほか、次のアからウまでに掲げる所有権の登記名義人の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項とするとされた(新不登法第73条の2第1項第1号、新不登規則第156条の2)。

ア 会社法人等番号を有する法人 当該法人の会社法人等番号

イ 会社法人等番号を有しない法人であって、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の法令に準拠して設立されたもの 当該外国の名称(以下「設立準拠法国」という。)

ウ 前記ア又はイのいずれにも該当しない法人 当該法人の設立の根拠法の名称(以下「設立根拠法」という。)

(2) 所有権の登記名義人が国、地方公共団体又は相続財産法人であるときは、法人識別事項の登記を要しないものとする。

##### 2 法人識別事項を申請情報の内容としなければならない場合

(1) 次のア又はイに掲げる登記を申請する場合において、当該ア又はイに定める者が法人であるときは、当該法人の前記1(1)アからウまでに定める事項(以下「法人識別事項」という。)を不登法第18条の申請情報の内容としなければならないとされた(新不登令第3条第11号ト(1)、別表の13の項申請情報欄ホ(1)、23の項申請情報欄ロ、25の項申請情報欄ロ(1))。

ア 所有権の保存若しくは移転の登記、所有権の登記がない不動産について嘱託によりする所有権の処分の制限の登記、合体による登記等(不登法第49条第1項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。)又は所有権の更正の登記(その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。) 所有権の登記名義人となる者

イ 所有権の登記名義人の名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記(法人識別事項が既に登記されているときを除く。) 所有権の登記名義人

(2) 前記(1)ア又はイに掲げる登記を申請する場合に申請情報の内容とする法人識別事項は、次の振り合いによるものとする。

ア 会社法人等番号を申請情報の内容とする場合

- 「会社法人等番号 0100-01-123456」
- イ 設立準拠法を申請情報の内容とする場合  
「設立準拠法 何国」
  - ウ 設立根拠法を申請情報の内容とする場合  
「設立根拠法 何法」

3・4・5（省略）

## 第2 所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときの登記の申請関係（省略）

### 第3 所有権の登記の登記事項の追加に伴うその他の登記に係る記録方法等

#### 1 合筆の登記における権利部の記録方法

登記官は、不登規則第106条第1項の場合において、合筆前の甲土地及び乙土地が所有権の登記がある土地であるとき（甲土地又は乙土地に法人識別事項又は国内連絡先事項（以下、{法人識別事項等}という。）の登記があるときに限る。）は、乙土地の登記記録の甲区に、旧不登規則第107条第1項により記録しなければならないとされていた事項に加え、当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第107条第1項第3号）。

この場合において、甲土地及び乙土地に同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の登記があるときは、最後にされた登記に係る法人識別事項等を記録するものとする。

#### 2 合体による登記等

- (1) 登記官は、不登規則第120条第1項前段の場合において、表題登記をしたとき（合体前の建物に法人識別事項等の登記があるときに限る。）は、当該合体後の建物の登記記録の甲区に、旧不登規則第120条第2項により記録しなければならないとされていた事項に加え、当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第120条第2項第3号）。

この場合において、合体前の建物に同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の登記があるときは、最後にされた登記に係る法人識別事項等を記録するものとする。

- (2) 登記官は、不登法第49条第1項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく所有権の登記をするときは、旧不登規則第120条第3項により記録しなければならないとされていた事項に加え、法人識別事項及び国内連絡先事項を記録しなければならないとされた（新不登規則第120条第3項）。

この場合において、合体前の建物に同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の登記があるときは、最後にされた登記に係る法人識別事項等を記録するものとする。

なお、この場合に記録する法人識別事項及び国内連絡先事項は、前記第1の2(1)ア及び第2の2(1)アにより申請情報として提供されることとなる。

#### 3 敷地権の登記の抹消

登記官は、不登規則第124条第1項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、旧不登規則第124条第2項により記録しなければならないとされていた事項に加え、敷地権であった所有権の登記名義人の法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第124条第2項）。

この場合において、同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の

登記があるときは、最後にされた法人識別事項等を記録するものとする。

#### 4 建物の分割の登記における権利部の記録方法

登記官は、分割前の建物について現に効力を有する所有権の登記がされた後当該分割に係る附属建物の新築による当該分割前の建物の表題部の登記事項に関する変更の登記がされていたときは、不登規則第128条第1項において準用する不登規則第102条の規定により当該所有権の登記を転写することに代えて、乙建物の登記記録の甲区に、旧不登規則第128条第2項の規定により記録しなければならないとされていた事項に加え、甲建物に法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第128条第2項第3号）。

#### 5 表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記

登記官は、所有権の登記がない不動産について囑託による所有権の処分の制限の登記をするときは、登記記録の甲区に、旧不登規則第157条第3項により記録しなければならないとされていた事項に加え、法人識別事項及び国内連絡先事項を記録しなければならないとされた（新不登規則第157条第3項）。

なお、この場合に記録する法人識別事項及び国内連絡先事項は、前記第1の2(1)ア又は第2の2(1)アにより申請情報として提供されることとなる。

#### 6 換地に係る登記

登記官は、土地改良登記令（昭和26年政令第146号）第13条第1項又は土地区画整理登記令（昭和30年政令第221号）第11条第1項による登記をする場合において、従前の土地の登記記録に法人識別事項等の登記があるときは、換地の登記記録に前記1の例により当該法人識別事項等を記録するものとする。

### 第4 所有権の登記の登記事項の追加に伴う登記事項の証明等の方法

#### 1 所有者証明書の記載事項

所有者証明書の記載事項は、旧不登規則第196条第1項第4号に掲げられていた事項に加え、登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義人の法人識別事項とするとされた（新不登規則第196条第1項第4号）。

#### 2 登記事項要約書の記載事項

登記事項要約書は、旧不登規則第198条第1項により記載するものとされていた事項に加え、所有権の登記名義人の法人識別事項を記載して作成するものとしてされた（新不登規則第198条第1項）。

### 第5 関係法令の改正等（省略）

### 第6 経過措置（省略）

※次に以下の先例を追加する。

### ●土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は囑託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱い（調査士報告方式）

令和元・10・7民二第187号通知

#### 1 添付情報の原本提示の省略の取扱い

土地家屋調査士等が代理人として電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は囑託をする場合において、令第13条第1項に基づき添付情報が提供されたときは、原則として、添付情報の基となった書面の提示を求めない取扱い（以下「調査士報告方式」という。）を行うものとする。

#### 2 調査士報告方式の要件

以下の要件全てを満たす場合を調査士報告方式の対象とする。

- (1) 令第13条第1項の要件を満たした添付情報を提供した電子申請の方法による申請又は囑託であること。なお、令第13条第1項の「申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの」とは、代理人による申請の場合にあっては当該代理人が作成したもののみが該当するものと解されることから、同項に基づき、当該代理人が委任状等をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録に、当該代理人の電子署名を付したのもも添付情報として取り扱うことができるものとする。
- (2) 土地家屋調査士等が登記の申請又は囑託を代理し、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第93条ただし書に規定する報告が提供され、（中略）「添付した電磁的記録については、当職において添付情報が記載された書面を確認した上で、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録である。」旨が記録されていること。
- (3) 別紙記載（（注）申請人以外の者の権利の登記若しくはこれに類する登記事項の抹消、若しくは登記記録の閉鎖についての当該権利に係る表題部所有者又は登記名義人の承諾若しくは当該権利の範囲を証する情報に該当するもの）の添付情報を提供する申請又は囑託ではないこと。
- (4) 申請用総合ソフトにより作成した申請情報（囑託情報を含む。以下同じ。）の「その他事項」欄に「調査士報告方式により原本提示省略」と記録されていること。
- (5) 提供された電磁的記録が不鮮明でないこと。

土地家屋調査士等において、書面をスキャナにより読み取って作成する電磁的記録はPDF形式とし、その解像度は、300 dpiを目安として作成するものとする。なお、書面は原寸のままスキャナにより読み取ることとし、拡大又は縮小して読み取るとは認めないものとする。

### 3 登録免許税の納付の取扱い

調査士報告方式における登録免許税の納付方法は、電子納付によるものとする。

なお、調査士報告方式においては、登記官は、登録免許税の納付以外の全ての調査を終え、不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第25条第12号以外の事由に該当することはないと判断した場合において、土地家屋調査士等に対し、申請情報に記録された登録免許税額に変更があるときは補正通知（登記・供託オンライン申請システムから土地家屋調査士等に対し送信する補正通知）により、申請情報に記録された登録免許税額に変更がないときはお知らせ通知（同システムから土地家屋調査士等に対して送信するお知らせ通知）により、通知の日から2開庁日以内に所定の額の登録免許税を納付することを求めるものとする。

おって、全ての調査を終えた時点で、既に登録免許税が電子納付により納付されていた場合には、上記の通知をすることは要しない。

### 4 登記識別情報の提供及び通知並びに登記完了証の交付の方法

#### (1) 登記識別情報の提供

規則第66条第1項第1号に定める方法によるものとする。

#### (2) 登記識別情報の通知

規則第63条第1項柱書の法務大臣が定める場合又は規則第63条の2第1項の規定に基づき登記識別情報の通知をする場合を除き、規則第63条第1項第1号に定める方法によるものとする。なお、当該法務大臣の定めにおいては、調査士報告方式により申請を行った場合には、送付の方法による登記識別情報を記載した書面の交付は行わず、当該書面を登記所において交付する方法のみによるものとされた（令和元年10月7日付け法務省民二第189号当職依命通知）。

- (3) 登記完了証の交付  
規則第182条第1項第1号に定める方法によるものとする。

(以下省略)

---

令和7年版  
土地家屋調査士六法  
追 録

---

令和7年7月1日 発行  
東京法経学院  
〒162-0845  
東京都新宿区市谷本村町3-22  
ナカバビル1階

7304092—2507